

上田市教育大綱の策定について

1 位置付け

- ・ 地域の実情に応じ定める教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針で、地方公共団体の長が定める。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項)
- ・ 大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、第1条の4第1項の総合教育会議において協議する。(法律第1条の3第2項)
 - 文科省通達
 - ・ 目標や施策の根本となる方針を定めるもの(詳細な施策を策定するものではない。)
 - ・ 内容は自治体の判断に拠る。
 - ・ 期間は4~5年程度を想定(首長任期が4年、国の教育振興基本計画の期間が5年)

2 策定の考え方(案)

- ・ 現在策定中の第2次上田市総合計画の教育分野(学校教育、生涯学習、文化芸術振興、スポーツ振興)をベースとする。
- ・ 素案を事務局で作成し、総合教育会議で協議する政策課題の方向性を加えるなど、必要な加除修正の協議を行う。
- ・ 平成27年度内に策定し、期間は平成28~32年度の5年間とする。(総合計画前期まちづくり計画期間と整合をとる。)

総合計画と教育大綱の位置付け(イメージ)

